

鳥取県育英奨学資金

世界へ羽ばたく人材育成奨学金（国外大学）

貸与予定者に決定したみなさまへ

- ◇これは、鳥取県教育委員会（以下「県教委」という。）の奨学資金の貸与を受ける方に読んでいただくために作成した資料です。
- ◇鳥取県育英奨学資金の財源は、鳥取県の公金のほか、卒業し、社会人となった先輩奨学生のみなさまからの返還金により、まかなわれています。
- ◇入学したときの初心を忘れることなく、健康に留意し、途中でくじけることのないよう、学業に励んでください。
- ◇在学中に、休学や退学した場合、住所変更があった場合などは、届出が必要となります。
- ◇不明なこと、不安なことなどありましたら、遠慮なくご相談ください。
- ◇国内大学等向け奨学金「大学等奨学資金」を利用する方への説明資料は別に作成していますので、そちらをご覧ください。
- ◇県教委は、みなさんが在学中に教養を深め、卒業後、それぞれの世界で活躍し、社会に貢献していく未来を応援しています。



令和7年11月

鳥取県教育委員会事務局

人権教育課 育英奨学室

電話 0857-29-7145

電子メール jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp
<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

< 目 次 >

貸与申請から返還までの流れ	1
1 鳥取県育英奨学資金（世界へ羽ばたく人材育成奨学金_国外大学） と他の奨学金との併給	2
2 奨学金の貸与	3
3 その他、手続きが必要なとき	5
4 よくある質問	5
◎様式集（貸与でよく使用するもののみ）	
○鳥取県育英奨学生異動届	8
○鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届	9
○鳥取県育英奨学資金辞退届	10
○振込口座等 登録（変更）申請書	11
◎鳥取県育英奨学資金貸与規則	12
◎世界へ羽ばたく人材育成奨学金に係る一部返還免除の取扱いについて	27

貸与申請から返還までの流れ

<入学前>

- 1 本人からの貸与申請
- 2 選考委員会における審査
- 3 採用の決定
- 4 決定通知の受け取り

奨学金の申請をしてから貸与が決まり、そして返還が終了するまでの主な流れです。



<入学後>

- 5 入学したことが確認できる書類、口座振込依頼書等の提出
県教委から依頼文書をお届けするので、指定期日までに以下の書類を提出してください。

- 鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書
- 振込口座等登録（変更）申請書
- 連絡先調書
- 入学支度金支給申請書（希望する場合） ※別途通知
- 大学等の在学証明書

- 6 奨学資金の交付
※原則毎月10日頃、ただし4,5月分は5月に、2,3月分は2月にまとめて振込します。
※国外大学の場合、入学・進級月が日本と異なるため、上記に該当しない場合があります。

<翌年度以降>

- 7 在学していることがわかる書類等の提出（年に一度確認します）
県教委から依頼文書をお届けするので、指定期日までに以下の書類を提出してください。

- 連絡先調書
- 学校へ通っていたことがわかる書類（休学等をしていないことがわかるもの）
＜例＞
 - ・成績証明書
 - ・休学などについて記載された在学証明書（休学がない場合はそれを記載されたもの）
 - ・学校により、上記書類が発行されないなどの事情がある場合、御相談ください。

- 8 貸与終了（卒業・退学）
- 9 借用証書の提出（県教委から依頼文書をお届けするので、指定期日まで提出してください。）

<返還開始> （返還については、貸与終了時に、手続きや返還方法などについてご案内します）

- 10 返還開始（返還の開始については、県教委から通知文書をお届けします）
- 11 返還終了

<返還終了> （おつかれさまでした）



1 鳥取県育英奨学資金（世界へ羽ばたく人材育成奨学金_国外大学）と他の奨学金との併給

（１）併給できるもの

- ・ (独) 日本学生支援機構 海外留学支援制度（学部学位取得型）
- ・ (独) 日本学生支援機構（JASSO）第二種奨学金(有利子)
- ・ (財) あしなが育英会奨学金
- ・ (財) 交通遺児育英会奨学金
- ・ 生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
- ・ (株) 日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、国の教育ローン)
- ・ 各金融機関の教育ローン
- ・ その他民間団体等の実施する奨学金（なお、それぞれの奨学金の定めるところにより併用が禁止されている場合は、その規定を優先する）

（２）併給できないもの

それぞれの奨学金の定めるところにより、当該奨学金との併用が禁止されているもの



ご不明の場合、御相談ください。

2 奨学金の貸与

(1) 貸与期間

- 貸与期間は、奨学資金の貸与を受けることとなった月から、大学等の正規の修業年限です。
- 留年や、大学院などに進学する場合で、修業年限が延長となる場合でも、貸出時の修業年限を上限とします。
- ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由があると認めるときは、1年を超えない範囲での延長が可能となる場合がありますので、その場合はご相談ください。

(2) 貸与月額（国外大学）

基本額に、必要に応じて国外加算額を加算した額

基本額（選択制）	国外加算額（留学先地域により決定）
60,000 円、90,000 円、120,000 円	20,000 円、40,000 円、80,000 円

<国外加算（例）>

区分	月額	主な国・地域
A	20,000 円	台湾・インド・フィリピン・ブラジル
B	40,000 円	フランス・ドイツ・中国・大韓民国・ハンガリー・マレーシア
C	80,000 円	オランダ・英国・香港・オーストラリア・シンガポール・カナダ・アメリカ合衆国

<入学支度金>

海外進学に係る保険料、海外渡航にともなう航空費、査証及び旅券の取得費用、健康診断料、予防接種料、その他海外進学に係る渡航にあたって特に必要と認める経費を入学支度金として支給します。

- ・金額は上記対象経費の1/2、支給額の上限は300,000円です。
- ・入学支度金の返済は不要です。
- ・支度金については、別途通知するところにより支給の申請が必要です。

<国外加算分の返還免除規定>

卒業後1年以内（やむを得ない場合は3年以内）にUターンし、卒業から8年以内に県内に居住又は県内で就業した期間が通算5年以上に達した場合、国外加算分については返還免除となります。適用の要件や手続き等の詳細はお問い合わせください。

(3) 対象となる大学

- 学位取得を目的として、学士号が取得できる諸外国の大学に進学する場合に限りです。
- 語学コース（ELS等）、予備コース、語学学校、職業訓練校は対象外です。
- 単位認定のないインターンシップのみを受講する場合は、奨学金の貸与は受けられません。
- 大学入学前に、留学生に対してファンデーションコース（大学入学準備コース）の修了が義務付けられている場合に限り、ファンデーションコースからの奨学金貸与が認められます。

（４）奨学金の交付

- 奨学金は、原則として毎月 10 日頃に、（２）の金額をご指定の口座に振り込みます。
- ただし、進級時には、２ヶ月分まとめて支払うこともあります。
- 県教委や金融機関から、振込の通知はありませんので、通帳などで必ず確認をしてください。
- 振込まれる際の通帳印字名は、「トツトリケンジンケンキヨ」です。（鳥取県人権教育課）

＜振込が確認できない場合＞

- 振込不能であった場合、県から連絡を差し上げます。
- 「記帳したけれど振込が確認できない」というときには、以下のことが考えられます。
 - ・ 振込時間が午後になることもあるので、夕方に記帳してみてください。
 - ・ 長期間記帳がない場合は、未記入分の合計額がまとめて記載されることがありますので、まずは金融機関にお問い合わせください。
 - ・ 上記確認をし、さらに翌日になっても振込の確認できない場合、県教委へご連絡ください。

（５）県育英奨学金の貸与中に、併用できない他の奨学金の受給が決まったとき

併用できない他の奨学金の受給が決まったときは、どちらかを辞退する必要があります。鳥取県育英奨学資金を辞退する場合は、「鳥取県育英奨学資金辞退届」を提出してください。

その場合、二つの奨学金を重複して受給する月が発生するときは、既に貸与した本県の奨学金を返済していただく必要があります。

（６）退学や休学をしたとき

① 退学をしたとき

退学をしたときは、在学の最終月の貸与を最後に、貸与を取りやめます。

② 休学をしたとき

休学期間中は、奨学金の貸与を休止します。

③ 手続き

上記①及び②が確定した時点で、必ず「鳥取県育英奨学生異動届」を県教委に提出してください。休学の場合は、復学するときに「鳥取県育英奨学生異動届」を提出していただくことで、貸与を再開します。

④ 退学後、又は休学中に奨学金を受け取ったら

退学後、又は休学中に奨学金を受け取った場合、「奨学金の過払い」となり、返還していただくこととなりますので、必ず③により、事前に手続きをお願いします。

（７）生計を一にする者が、県外に住所を移したとき（住民票の移動）

鳥取県育英奨学資金の貸与要件に「県内の住所を有する者と生計を同じくしていること」と定められており、生計を一にする（同じくする）者が県外に住所を移した場合、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることができませんので、必ずご連絡ください。

ただし、一時的な移動である等様々なケースがありますので、まずはご相談ください（継続して貸与可能な場合もあります。）

生計を同じくしている父母全員が県内に住所を有しなくなった場合は、速やかにご連絡ください。

3 その他、手続きが必要なとき

(1) 氏名・住所を変更したとき

「鳥取県育英奨学生異動届」を提出してください。

(2) 連帯保証人、保証人を変更するとき

「鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届」を提出してください。

※各種様式は、鳥取県人権教育課育英奨学室 HP に掲載していますので、ご使用ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

4 よくある質問

(1) 連帯保証人と保証人の違いがわかりません。

奨学金の連帯保証人と保証人の主な違いは、返済責任の範囲です。

奨学金の返済は、原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。

一方、保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わり返済する責任があります。

法的に説明すると、連帯保証人には「求償権」のみが認められる一方で、保証人は「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」、「求償権」が認められています。

催告の抗弁権：保証人に返済の請求がきた際に、「まずは債務者（奨学生）に請求してください」等と主張し、これを拒むことができる権利

検索の抗弁権：保証人に返済の請求がきた際に、本人に財産があることや強制執行が可能であることを証明し、自分への請求を拒む権利

分別の利益：保証人が複数いた際に、1 人が借金全額を返済するのではなく、保証人の数で分割して返済する権利

求 償 権：債務者に代わり弁済した場合、その分を債務者に対して請求できる権利

知っておこう！



(2) 連帯保証人や保証人を頼める人がいません

連帯保証人及び保証人がなければ、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることができません。どなたかに必ずお願いをしていただきますよう、お願いします。

また、やむを得ず連帯保証人又は保証人の変更が必要となった場合は、必ず「鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届」を提出してください。

(3) 連帯保証人や保証人になれる条件は？

鳥取県育英奨学資金の借入れには、連帯保証人と保証人がそれぞれ 1 名必要です。

年齢や所得額による制限はありませんが、収入のまったくない方を保証人として立てるのはご遠慮いただいています。

- ① 連帯保証人：父母またはこれに代わる債務を保証する方（原則は保護者）
- ② 保証人：奨学生及び連帯保証人と生計を一にしない方

＜保証人について、よくある質問＞

○「生計を一にする」とは？

国税庁の定義によると、「生計を一にする」とは日常の生活の資を共にすることです。ただし、別居していても「生計を一にする」に該当する場合や、同居していても「生計を一にする」には該当しない場合もあります。

例えば、二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、それを証明する書類（光熱水費等の同月の請求・領収書等）を提出していただくことで認められる場合もありますので、迷う場合、まずはご連絡ください。

○祖父母でも保証人をお願いできますか？

年齢制限を設けていませんが、保証人は、奨学生の卒業後、約 20 年間の返還の保証をお願いするので、なるべく 65 歳以下の方をお願いします。

(4) 奨学金の振込口座を変更したい

まずはご連絡ください。

その後、「振込口座等登録（変更）申請書」と、「店番」「口座番号」及び「口座名義人のカナ表記」を確認できる通帳の写しを提出してください。

(5) 現在通っている国外大学を退学し、他の国外大学に入学しなおしましたが、奨学金の貸与は続けられますか？

新しい大学（国外）に入学した場合、それが「世界へ羽ばたく人材育成奨学金」の対象（国外大学）となる学校であれば、引き続き奨学金の貸与を受けることが可能ですので、まずはご相談ください。ただし、貸与期間は、はじめに貸与を受けるときに申告した修業年限を上限とします。



(6) 奨学金の貸与をやめたい

「鳥取県育英奨学資金辞退届」を提出してください。

(7) 国内の大学に進学の場合でも貸与を受けられますか？

国内の大学へ進学される方は、「鳥取県育英奨学生」(大学等奨学資金)の方をご利用ください。

国外大学用の奨学金を受けている方が、国外大学を退学し、国内大学へ入学することが決まった場合については、ご相談ください。

(8) 国外加算分の返還免除とは何ですか？

卒業後1年以内(やむを得ない場合は3年以内)にUターンし、卒業から8年以内に県内に居住又は県内で就業した期間が通算5年以上に達した場合、国外加算分については返済免除となります。就業形態は問いません。(正社員、アルバイト、パート、自営、いずれも可)また、就業先は、企業、NPO、任意団体のいずれも可とし、法人格の有無は問いません。

県内居住については住民票及び戸籍の附票、県内就業については勤務先の就労証明書(自営業の場合は確定申告書の写し)を免除申請書に添付いただいて確認することとなります。

※この奨学金は卒業後の県内居住または県内就業を義務付けているわけではありません。

県内居住等の要件を満たせば、国外加算分の返還免除を受けられるというものです。

また、国外加算額に相当する額以外の貸与分は、必ず返還していただく必要があります。

(9) 海外での生活が予想以上にお金がかかります。鳥取県の奨学金を受けながら、他の助成も受けることは可能ですか？

本資料2ページ「1 鳥取県育英奨学資金(世界へ羽ばたく人材育成奨学金_国外大学)と他の奨学金との併給」に記載のとおり、他との併用が禁止されている奨学金等以外であれば、教育ローンを含め併給は可能です。(詳細はお問い合わせください。)

ただし、貸与型の奨学金、教育ローンについては、あなたが「もらう」ものではなく、あなた自身が「借りる」ものです。あなた自身が、将来返還していく義務を負います。あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、借り入れの必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要な金額を借りるようにしてください。

※自治体や就職先により異なりますが、奨学金の返還を助成する制度もあります。

詳細は、貸与終了時に、ご自身が住む予定の自治体等にお問い合わせください。

ご不明なこと、不安なことなどありましたら、遠慮なくご相談ください

鳥取県は、みなさまの未来を応援しています!!



鳥取県教育委員会事務局
人権教育課 育英奨学室

電話 0857-29-7145
電子メール jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp



様式集

- 鳥取県育英奨学生異動届
- 鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届
- 鳥取県育英奨学資金辞退届
- 振込口座等登録（変更）申請書

主に貸与でよく使用されるもののみ添付しています

各種様式は、鳥取県人権教育課育英奨学室 HP に掲載
しているので、ダウンロードしてご使用ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>



鳥 取 県 育 英 奨 学 生 異 動 届

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

次のとおり異動しましたので、届け出ます。

（届出者）奨学生番号 第 号

在学（出身）学校名

奨学生氏名

異 動 内 容 発 生 年 月 日			年 月 日
異 動 の 発 生 し た 者			奨学生 ・ 連帯保証人 ・ 保証人
異 動 事 由			氏名変更 ・ 住所変更 ・ 休学 ・ 復学 ・ 退学
異 動 内 容	新	フリガナ氏名	
		住 所	〒
		電 話	() -
	旧	フリガナ氏名	
		住 所	〒
		電 話	() -
	休 学	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
		理 由	

鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

（届出者）奨学生番号 第 _____ 号

在学（出身）学校名 _____

奨学生氏名 _____

変更内容	☐ 連帯保証人 ☐ 保証人		
旧	氏 名		
新	氏 名 （※自署）		実印
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）	
	続 柄	奨学生の（ ）	
	住 所	〒	
	電 話 番 号	※日中繋がる番号	
変更理由			

注 この変更届に押印した連帯保証人又は保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書添付すること。

鳥取県育英奨学資金辞退届

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

住 所
本 人 氏 名

住 所
連 帯 保 証 人 氏 名

次のとおり奨学資金の貸与を辞退します。

奨 学 生 番 号	第 号
在 学 学 校 名	
奨 学 生 氏 名	
辞 退 す る 日	年 月 日
理 由	

注 本人及び連帯保証人は、氏名をそれぞれ自署すること。

振込口座等 登録（変更）申請書

変更時記入	変更内容	変更・廃止適用年月日
	氏名、住所、電話番号、口座情報の変更・廃止 その他 []	年 月 日から

[illegible]

住所	郵便番号					-						都道府県 市区町村	市区 町村	都道 府県								
	丁目 大字																					
	番地 地番																					
	方書																					
電話番号												FAX 番号										

振込口座		「店番」「口座番号」「口座名義人のカナ表記」を確認できる通帳等の写しを添付してください。 (金融機関に確認印を受けることで代えることもできます↓)											
金融機関コード			店番コード			預金種目	口座番号(7桁)					金融機関 確認印	
	銀行 金庫 組合		本店・支店 出張所 代理店	1 普通									
口座名義人 (カタカナ)													

問合せ先	担当所属	連絡先
	鳥取県教育委員会 育英奨学室	０８５７－２９－７１４５